

中小法人・個人事業者のための 事業復活性支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象となります。

① 新型コロナウイルス・感染症の影響を受けた事業者

**② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**

50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス・感染症対策として国又は地方公共団体による支援施設により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。(ただし、対象月中に法人が団体による財政要請書にており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月」中に特許料等に応じた分に相当する額を、対象月の事業収入に加えます。(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高一対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2020年11月～2021年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！

過去の申請情報を利用可能！

▶ 詳細は裏面をご覗ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延滞・中止その他のコロナ対策の要請
- ※個人消費の機会の減少がるもの
- ② 國や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベントへの延滞・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 國や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他
- ※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 國や地方自治体による要請
- ※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

- ⑩ 顧客に記載されたいすれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の上記に記載されたいすれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- ⑪ 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とするごとににより、算定期上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ⑫ 売上計上基準の変更や顧客との取引時の調整により売上が減少している場合

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

ホームページ

事業復活支援金 後援



電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。
(携帯電話からつながります)
※お電話は大変混み合ったことが予想されますので、ホームページをご活用ください。
IP電話専用回線 03-6834-7593 (土日・祝日含む全日) 8:30～19:00 愛付時間

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

▲ 不正受給は犯罪です！

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

ホームページの仮登録画面に
月次支援金を入力し
申請IDを発音
検索する

継続支援関係^{*1}に当たる登録確認機関を
登録確認機関があの方

継続支援関係^{*1}に当たる登録確認機関がない方

マイページから申請書類^{1～5}を添付
(過去受給時の情報を利用可能)

マイページから申請書類^{1～5}を添付
下記記載欄に提出を求める場合に限り、それ以外の場合は、保存書類以外にも提出することができます。

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。
そのため、事前確認を受けける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関を指します(詳細はホームページでご確認ください)。
※ 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します。①法律上、会員登録した方で利用可能です。(ただし、事業後支援金の事前確認は受けられません)。
※ ②一時支援金のIDを発行しました方が、申請書類^{1～5}を提出する際にIDを入力します(詳細はホームページでご確認ください)。
※ ③オフライン申請が困難な方がご利用いただける方へ(申請書類^{1～5}を提出する際にIDを入力します)。

申請書類

※主たる収入を離所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。
※基準期間は、①2018年1月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
③2020年11月～2021年3月のうち、基月を含む期間。

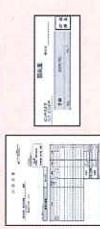
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む 確定申告書類の控え



一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、 以下の書類も必要になります。

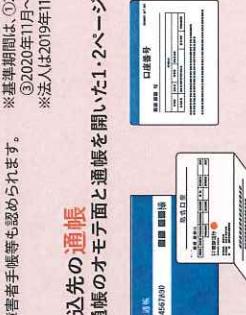
- 6 基準月の売上台帳等
7 請求書または領収書等



5 代表者または個人事業者等本人が 自署した宣誓・同意書



4 振込先の通帳 (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



3 対象月の売上台帳等

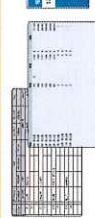


※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の
帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、
複数年月の帳簿類でも構いません。

※事前確認では、2018年11月の全ての事業の取引を記載
している通帳(事業の取引がかかる全てのページ)が必要です。
※ホームページからダウンロードできます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる
帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、請求書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、
7年間保存してください。
※書類が要件を満たさない場合に限り、理由書類(機式文書)を
提出することができます。